

経常収入金額(事業活動収入)から控除する収入については、下記のとおりです。控除する収入に○,しないは×で示します

★**留意点:** 公的収入(公費)のうち、保険料を除く公的収入は控除可能となります。ただし、介護報酬については、公的負担

9割のうち半分が保険料負担となっていますので、この額(保険負担)を除いた金額が控除可能となります。

①収入の部			資金収支計算勘定科目の説明		
税額控除対象となる要件2の控除する収入等 ＜事業活動による収入＞			控除可能○ 控除しない×	説 明	
大区分	中区分	小区分			
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入	○	介護保険の施設介護料で介護報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等)	
		利用者負担金収入(公費)	○	介護保険の施設介護料で利用者負担収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分)	
		利用者負担金収入(一般)	×	介護保険の施設介護料で利用者負担収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分)	
	(利用者負担金収入)	居宅介護料収入(介護報酬収入)	介護報酬収入	○	介護保険の居宅介護料で介護報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等)
			介護予防報酬収入	○	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等)
			介護負担金収入(公費)	○	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分)
		介護負担金収入(一般)	×	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分)	
		介護予防負担金収入(公費)	○	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分)	
		介護予防負担金収入(一般)	×	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分)	
		地域密着型介護料収入(介護報酬収入)	介護報酬収入	○	介護保険の地域密着型介護料で介護報酬収入をいう。  (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規程する夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費)

①収入の部			控除可能 ○ 控除しない ×	説明
税額控除対象となる要件2の控除する収入等 ＜事業活動による収入＞				
大区分	中区分	小区分		
		介護予防報酬収入	○	介護保険の地域密着型介護料で介護予防報酬収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規程する介護予防夜間対応型訪問介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費)
	(利用者負担金収入)	介護負担金収入(公費)	○	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、公費分)
		介護負担金収入(一般)	×	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、一般分)
		介護予防負担金収入(公費)	○	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(公費)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防夜間対応型訪問介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、公費分)
		介護予防負担金収入(一般)	×	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入(一般)をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防夜間対応型訪問介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、一般分)
	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	○	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅介護支援介護料収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費)
		介護予防支援介護料収入	○	介護保険の居宅介護支援介護料で介護予防支援介護料収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費)
	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入	×	介護保険の利用者等利用料収入で施設サービス利用料収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等)
		居宅介護サービス利用料収入	×	介護保険の利用者等利用料収入で居宅介護サービス利用料収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等)
		地域密着型介護サービス利用料収入	×	介護保険の利用者等利用料収入で地域密着型介護サービス利用料収入をいう。 (介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされているサービス料等)
		食費収入(公費)	○	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入(公費)をいう。 (食費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等)
		食費収入(一般)	×	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者(以下「入所者等」という。)並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く)、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事料)
		居住費収入(公費)	○	介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入(公費)をいう。 (居住費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等)
		居住費収入(一般)	×	介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費(ケアハウスの管理費として処理されるものを除く)、居住費に係る特定施設入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料)
		その他の利用料収入	×	介護保険の利用者等利用料収入で、その他の利用料収入をいう。 (前記のいずれにも属さない利用者等からの利用料)
	その他の事業収入	補助金事業収入	○(共同募金助成・利用者収入分除く)	介護保険に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄付金を除く)及び助成金を含む。)。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。

①収入の部			控除可能 ○ 控除しない ×	説明
税額控除対象となる要件2の控除する収入等				
<事業活動による収入>				
大区分	中区分	小区分		
老人福祉事業収入	措置事業収入	市町村特別事業収入	○	介護保険のその他の事業で、市町村特別事業収入をいう。 (介護保険法第62条に規定する市町村特別給付による収入)
		受託事業収入	○(利用者収入分除く)	介護保険に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。 (介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入)
		その他の事業収入	×	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。 (文書料など前記に属さない介護保険事業収入)
		事務費収入	○	老人福祉の措置事業で、事務費収入をいう。 (老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。)
		事業費収入	○	老人福祉の措置事業で、事業費収入をいう。 (老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。)
		その他の利用料収入	×	老人福祉の措置事業で、その他の利用料収入をいう。 (前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。)
		その他の事業収入	×	老人福祉の措置事業で、その他の事業収入をいう。 (前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。)
	運営事業収入	管理費収入	×	老人福祉の運営事業で、管理費収入をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける居住に要する費用の収入をいう。)
		その他の利用料収入	×	老人福祉の運営事業で、その他の利用料収入をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける管理費収入を除く利用者等からの利用料(徴収額を含む。)をいう。)
		補助金事業収入	○	老人福祉の運営事業で、補助金事業収入をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホーム事業に対して交付される地方公共団体等からの補助金等の事業収入をいう。)
		その他の事業収入	×	老人福祉の運営事業で、その他の事業収入をいう。 (前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。)
		管理費収入	×	老人福祉のその他の事業で、管理費収入をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、居住に要する費用の収入をいう。)
		その他の利用料収入	×	老人福祉のその他の事業で、その他の利用料収入をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、管理費収入を除く利用者等からの利用料(徴収額を含む。)をいう。)
		その他の事業収入	×	老人福祉のその他の事業で、その他の事業収入をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。)
児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入	○	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。
		事業費収入	○	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。
	私的契約利用料収入	×	措置施設等における私的契約に基づく利用料収入をいう。	
	その他の事業収入	補助金事業収入	○(共同募金助成・利用者収入分除く)	措置受託に関連する地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう (共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入	○(利用者収入除く)	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
その他の事業収入	×	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。		
保育事業収入	保育所運営費収入	○	保育所等における保育の実施等に関する運営費収入をいう。	
	私的契約利用料収入	×	保育所等における私的契約に基づく利用料収入をいう。	

①収入の部			控除可能 ○ 控除しない ×	説明
税額控除対象となる要件2の控除する収入等				
<事業活動による収入>				
大区分	中区分	小区分		
就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入	私立認定保育所利用料収入		×	私立認定保育所における利用者等からの利用料収入をいう。
	その他の事業収入	補助金事業収入	○(共同募金助成・利用者収入分除く)	保育所等に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入	○	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
		その他の事業収入	×	就労支援事業の内容(製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工の別等)を示す名称を付した科目で記載する。
	〇〇事業収入		×	就労支援事業の内容(製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工の別等)を示す名称を付した科目で記載する。
	自立支援給付費収入	介護給付費収入	○	介護給付費の代理受領分をいう。
		特例介護給付費収入	○	特例介護給付費の受領分をいう。
		訓練等給付費収入	○	訓練等給付費の代理受領分をいう。
		特例訓練等給付費収入	○	特例訓練費等給付費の受領分をいう。
		サービス利用計画作成費収入	○	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
	障害児施設給付費収入		○	障害児施設給付費の代理受領分をいう。
	利用者負担金収入		×	利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収入をいう。
	生活保護事業収入	補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入	○
		特例特定障害者特別給付費収入	○	特例特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。
		特定入所障害児食費等給付費収入	○	特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。
特定費用収入			×	利用者から支払いを受けることができることとされている日用品費等をいう。
その他の事業収入		補助金事業収入	○(共同募金助成・利用者収入分除く)	障害者自立支援法又はこれに関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業(地域生活支援事業を含む)に係る収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		受託事業収入	○(利用者収入除く)	障害者自立支援法又はこれに関連する、地方公共団体から委託された事業(地域生活支援事業を含む)に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
		その他の事業収入	×	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
措置費収入		事務費収入	○	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。
		事業費収入	○	入所者の処遇に必要な一般生活費として交付される保護費収入をいう。
授産事業収入		〇〇事業収入	×	授産事業の内容(製造製品の売上げ、仕入れ商品の売上、受託加工の別等)を示す名称を付した科目で記載する。
利用者負担金収入		×	保護施設等における利用者等からの利用料収入をいう。	

①収入の部					
税額控除対象となる要件2の控除する収入等					
<事業活動による収入>			控除可能○ 控除しない×	説明	
大区分	中区分	小区分			
借入金利息 補助金収入 経常経費寄附 金収入 受取利息配 当金収入 その他の収入 流動資産評価 益等による資 産増加額	その他の事業収入	補助金事業収入	○(共同募 金助成・利 用者収入分 除く)	措置受託に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付さ れる補助金等収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附 金を除く)及び助成金を含む)。補助金事業に係る利用者からの収 入も含む。 措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収 入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。 上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含 む。 施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体 からの補助金等の収入をいう。 経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。	
		受託事業収入	○(利用者 収入分除く)		
		その他の事業収入	×		
	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 有価証券売却益 有価証券評価益	受入研修費収入		○	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をい う。 研修の受入に対する収入をいう。
				×	
		利用者等外給食費収入 雑収入		×	職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。 上記に属さない事業活動による収入をいう。
				×	
		有価証券売却益 有価証券評価益		○	有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却益をいう。 有価証券(投資有価証券を除く)の時価評価した時の評価益をい う。
				○	
				○	
<施設整備等による収入>					
施設整備等補 助金収入	施設整備等補助金収入		○	施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等の 収入をいう。	
施設整備等寄 付金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入		○	施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共 団体等からの補助金等の収入をいう。 施設整備及び設備整備に係る寄付金収入をいう。なお、施設の創 設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄付金を含 む。 施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄付金収 入をいう。 施設整備及び設備整備借入金の受入額をいう。	
	施設整備等寄付金収入		寄附金		
設備資金借入 金収入 固定資産売却 収入	設備資金借入金元金償還寄付金収入		寄附金	車両運搬具の売却による収入をいう。 器具及び備品の売却による収入をいう。	
	車両運搬具売却収入		○		
	器具及び備品売却収入		○		
<その他の活動による収入>					
長期運営資金借入金元金償還寄付金収入			寄附金	長期運営資金(設備資金を除く)借入金元金償還に係る寄付金収 入をいう。	
長期運営資金借入金収入			○	長期運営資金(設備資金を除く)のための借入金の受入額をいう。	
投資有価証券売却収入			○	投資有価証券の売却収入(収入総額)をいう。	
積立資産取崩収入	退職給付金引当資産取 崩収入		○	退職給付引当資産の取崩しによる収入をいう。	
事業区分間長期借入金収入			○	他の事業区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。	
拠点区分間長期借入金収入			○	同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資 金の収入をいう。	
事業区分間長期貸付金回収収入			○	他の事業区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。(1 年以内回収予定事業区分間長期貸付金の回収による収入を含 む。)	
拠点区分間長期貸付金回収収入			○	同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の 回収による収入をいう。(1年以内回収予定拠点区分間長期貸付 金の回収による収入を含む。)	
事業区分間繰入金収入			○	他の事業区分からの繰入金収入をいう。	
拠点区分間繰入金収入			○	同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収入をいう。	
サービス区分間繰入金収入			○	同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収入をい う。	